

平成 25 年（ワ）第 38 号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原 告 中島 孝 外

被 告 国 外 1 名

意 見 陳 述 書

2015（平成27）年5月19日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 竹 村 和 也

検証の早期実施の必要性について意見陳述します。

原告らは、これまでも検証の実施を強く求めてきましたが、なぜ本件訴訟において検証が必要なのか、被告らの主張との関係や被害立証としての非代替性の観点から改めて早期の実施を求めます。

1 被害実態を直視しない被告らの主張

原告らは、本件訴訟において、平穏生活権、すなわち「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」が侵害されたとして、それに基づく損害を請求しています。それに対して、被告らは、それら損害は中間指針等が定める精神的損害に含まれるものであり、その限度で認められるものであるか、そうでない場合には本件事故と相当因果関係を有しないなどと主張しています。

しかし、その中間指針等自体が、現地調査を行わず、被害実態を把握せずに策定されたものです。また、被害実態を直視しないまま、相当因果関係がないなどと主張しているのです。被害実態の捉え方に争いがあるのですから、その被害を直接認識するための現場検証が必要です。

2 本件において検証に代替できる証拠調べは存しないこと

本件原発事故は、地域という空間的広がりを持って存在します。原告らの自宅だけを写真や映像等で切り取ってみてもその汚染状況を初めとする被害実態を正しく把握することはできません。自宅近くに積まれたフレコンバック、人気のない街並み・商店街、荒れ果てた農地、これを総合的に把握しなければ、原告らの被害を捉えることはできないのです。自宅についても、自宅に入った瞬間の臭い、各部屋や庭の荒れ具合等を連続的に認識する必要があります。臭い等を写真等で再現することができないのはもちろんのこと、被害実態を正しく把握するには空間的総体的に汚染状況を把握するしかないのです。

たとえば、原告澤内桂子の陳述書には、次のような記述があります。

「玄関を開け、家の中に入ると、何とも言えない獣の臭いがしました。異臭は家中に広がっており、どの部屋に入っても消えることはありませんでした。

(中略) 箆箆や食器棚の荒廃の状況は、前回一時帰宅した時よりも酷くなっているように感じました。私の家は、ただただ朽ち果てています。(中略)〔富岡町は〕一時帰宅や除染などの車は通っていますが、生活感は全くないのです。」

これは言葉による精一杯の再現です。しかし、この陳述書だけで彼女の自宅の汚染状況が正確に分かるのでしょうか。自宅に入ったときの異臭、歩き進むと遭遇するホットスポットへの恐怖などを共有していただけるのでしょうか。これらは、実際に現地に入らなければ認識できないものです。原告らの被害を正確に認識するには、現地検証が必要ですし、それらは他の証拠が代わりになり得るものではないのです。

3 早期の検証が必要であること

現在、被告国などの除染作業等が進められ、原告らの自宅等における被害実態が見にくくなりつつあります。地域全体の「見かけ」が変容されつつあるのです。早期の検証の実施を強く求めます。

以 上